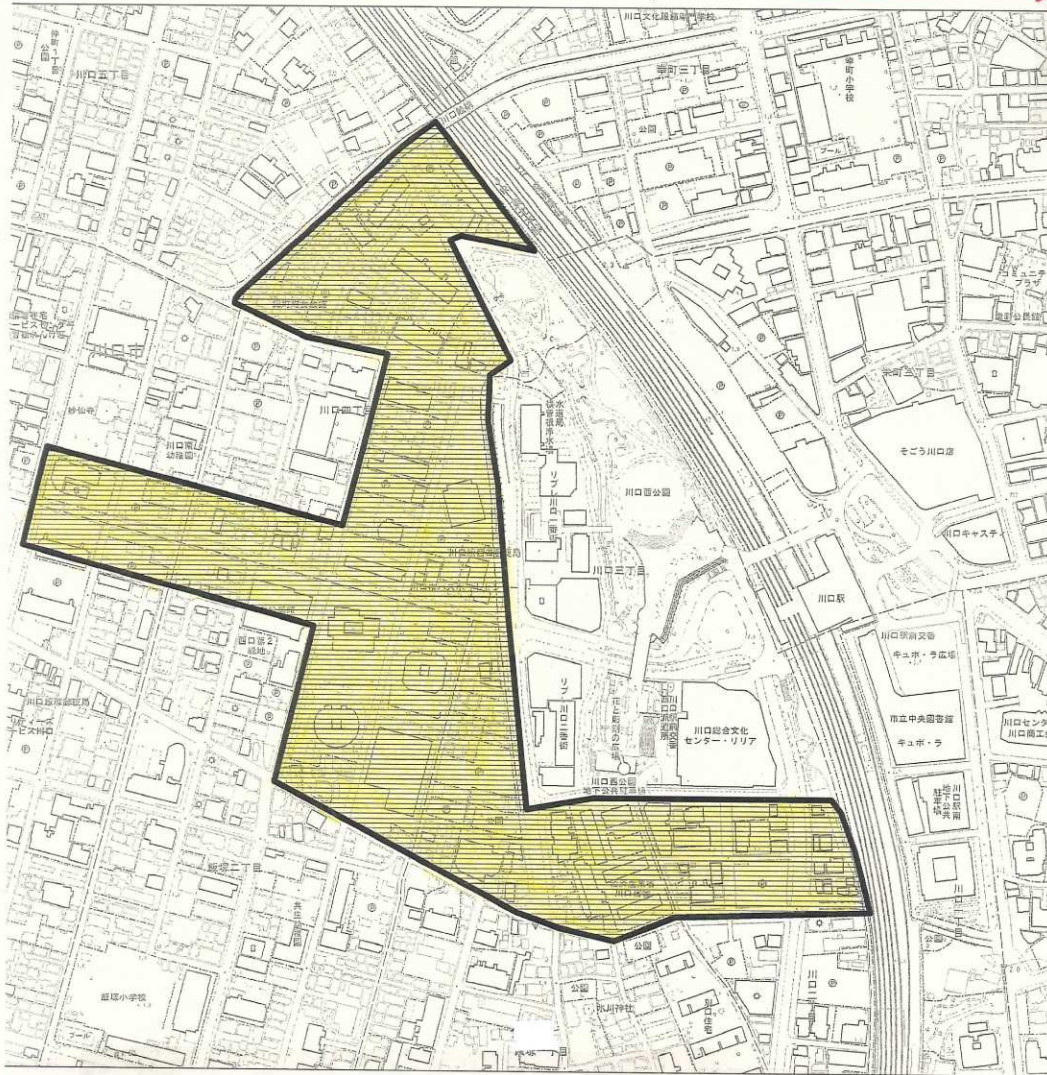


高度地区

名称	区域	種類	都市計画決定日
川口駅西口地区	川口4丁目2番他	建築物の高さの最低限度は、 <u>7メートルとする。</u>	H5.3.24 市告第182号

高さ7mの算定方法については、
下記参照とする。



川口都市計画高度地区の決定（川口市決定）

都市計画高度地区を次のように決定する。

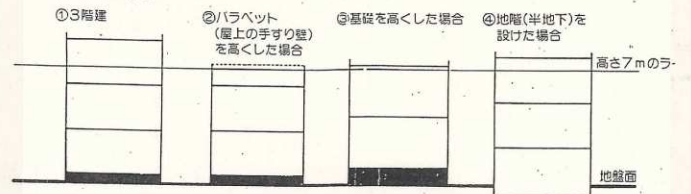
種 類	面 積	建築物の高さの最高限度または最低限度	備 考
高度地区（最低限度） 川口駅西口地区	約12.6ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は、7メートルとする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 (2) 平家建ての附属建築物 (3) 建築物に附属する門、へい、渡り廊下その他これらに類するもの (4) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の7第1号及び第2号に定める範囲のもの (5) 都市計画施設の区域内の建築物 (6) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの (7) その他の建築物で市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの	

〔位置及び区域は、計画図表示のとおり〕

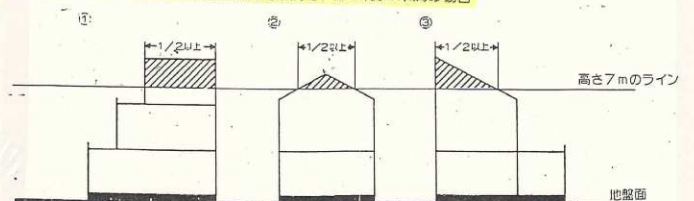
理 由 川口駅西口地区の都市防災不燃化促進事業の実施に伴い、高度地区を決定する。

最低限高度地区内における建築物の例

1 高さ7m以上の場合



2 高さ7m未満の部分が、建築面積の1/2未満で、かつ100㎡未満の場合



注）現在、既にある建築物については、適用されません。
L6(1997.5年3月24日、市議会議決)